

○奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例

平成 29 年 6 月 28 日条例第 27 号

奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）

に基づき、歯と口腔^{くわう}の健康が、口腔疾患の予防だけでなく、生涯にわたる全身の健康の保持及び増進に重要な役割を果たすことに鑑み、歯と口腔の健康づくりの推進に関し基本理念を定めることにより、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進し、もって市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 市民が生涯にわたり、日常生活において歯と口腔の疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯と口腔の疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条の基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者の役割)

第 4 条 保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者は、歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるとともに、市が歯と口腔の健康づくりの推進に関して実施する施策との連携及び協力を努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第 5 条 事業者及び保険者は、事業者にあつては事業所において雇用する従業員の、保険者にあつては被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりの推進に関する取組を支援するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第 6 条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に取り組み、定期的に歯科検診等を受けることにより、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第7条 市は、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科検診等を受けることの勧奨に関すること。
- (2) 乳幼児期及び学童期におけるむし歯の予防対策等を推進すること。
- (3) 成人期における歯周疾患の予防対策等を推進すること。
- (4) 高齢期における口腔機能の維持及び向上等を推進すること。
- (5) 障害者、介護を必要とする者その他歯科検診等を受けることが困難な者について、その者の心身の特性に応じた適切な歯科疾患の予防対策に関すること。
- (6) 災害時における歯科医療体制の整備に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯と口腔の健康づくりの推進のために必要な施策に関すること。

(財政上の措置)

第8条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。